

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【公開番号】特開2019-20754(P2019-20754A)

【公開日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-005

【出願番号】特願2018-212112(P2018-212112)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/20 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転可能な無端状の定着ベルトと、

前記定着ベルトを加熱する加熱部材と、

前記定着ベルトの内側に配設されたニップ形成部材と、

前記定着ベルトを介して前記ニップ形成部材と当接することにより前記定着ベルトとの間にニップ部を形成する対向回転体と、

前記定着ベルトをその軸方向両端部で保持し前記定着ベルトを軸方向両端部間で保持しないベルト保持部材とを有する定着装置において、

前記ベルト保持部材が、前記定着ベルトの軸方向端部の内側に配設される筒部を有し、

前記定着ベルトの軸方向端部の軸方向外側で前記ベルト保持部材の筒部の外周に回転可能に嵌められたスリップリングを有し、

前記対向回転体と前記ベルト保持部材の筒部とが、軸方向に離間した状態で配置されていることを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記ベルト保持部材から張り出したフランジ部が、前記定着ベルトの軸方向移動時にその軸方向移動を規制可能であることを特徴とする請求項1記載の定着装置。

【請求項3】

前記スリップリングが、前記定着ベルトと連れ回り可能である請求項1または2記載の定着装置。

【請求項4】

前記ベルト保持部材の前記筒部の先端と、前記対向回転体の端部とは軸方向に離間した状態で配置されている請求項1～3何れか1項に記載の定着装置。

【請求項5】

前記軸方向の離間距離を5mm以上にした請求項4記載の定着装置。

【請求項6】

前記定着ベルトに、前記対向回転体および前記ベルト保持部材の双方と接触しない軸方向領域を設けた請求項1～5何れか1項記載の定着装置。

【請求項7】

前記定着ベルトに、前記対向回転体、前記ベルト保持部材、および前記ニップ形成部材

の何れとも接触しない軸方向領域を設けた請求項 1 ~ 5 何れか 1 項記載の定着装置。

【請求項 8】

前記ニップ形成部材の端部は前記対向回転体の端部よりも軸方向中央側にある請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の定着装置。

【請求項 9】

前記ニップ形成部材を支持する支持部材を有し、前記ニップ形成部材の端部は前記支持部材の端部よりも軸方向中央側にある請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の定着装置。

【請求項 10】

前記定着ベルトを、前記対向回転体に対して従動回転させる請求項 1 ~ 9 何れか 1 項に記載の定着装置。

【請求項 11】

前記筒部の外周面形状を非真円形状にした請求項 1 記載の定着装置。

【請求項 12】

前記ニップ部の下流端で前記ニップ形成部材を前記対向回転体側に突出させた請求項 1 ~ 11 何れか 1 項に記載の定着装置。

【請求項 13】

前記ベルト保持部材から張り出したフランジ部の端面と前記対向回転体の端部との間の軸方向距離から前記スリップリングの厚さを差し引いた値が 10 mm 以上である請求項 1 ~ 12 何れか 1 項に記載の定着装置。

【請求項 14】

前記定着ベルトが、金属材料で形成された基材を有する請求項 1 ~ 13 何れか 1 項に記載の定着装置。

【請求項 15】

軸方向から見たときに前記スリップリングの外周の一部は、前記定着ベルトと当接するニップ形成部材の面よりも前記対向回転体側にある請求項 1 ~ 14 何れか 1 項に記載の定着装置。

【請求項 16】

請求項 1 ~ 15 の何れかに記載した定着装置を備える画像形成装置。